

## 「一括下請負に関する確認」の実施について(R7.4.1～) 受注者用

### 1 概要

一括下請負の防止に関する取組の強化のため、鹿児島市施工体制点検要領の枠組外における「一括下請負に関する確認」を実施する。

### 2 対象工事

鹿児島市建設局が発注する請負代金額 4,500万円（建築一式工事は 9,000万円）未満の工事のうち、建設工事の下請契約を締結したもの

### 3 確認者

原則として工事発注課の工事担当係長とする。

### 4 確認の内容

「一括下請負に関する確認票」により、確認を実施する。

- ・一般事項、実質的関与等